



地域を支える取り組み（平成25～27年度）

# 地域福祉計画2013の概要

1. 地域における福祉サービスの利用推進
2. 地域における社会福祉事業の健全な発達
3. 地域福祉活動への住民参加促進

遠野健康福祉の里

## 遠野市地域福祉計画 2013〔概要版〕

〔詳細版〕では加えて以下の資料等が付きます。

根拠となる基礎データ  
地域福祉懇談会の意見集  
福祉施設長等懇談会の意見集  
タイムスケジュール  
その他各種資料  
社会福祉協議会作成の地域福祉活動計画

平成 25 年 2 月  
遠 野 市



— 目 次 —

1	地域福祉計画の概要	… 1
2	地域福祉計画の基本理念	… 4
3	重点的に取り組むべき事項	… 5
4	各重点項目の詳細	… 7
	(1) 災害時要援護者避難支援プラン	… 7
	(2) 心のケア推進プラン	… 9
	(3) 孤立者・自殺・予防支援プラン	… 9
	(4) 福祉人材確保支援プラン	…10
	(5) 健康なまち推進プラン	…11
	(6) 包括支援システム拡充プラン	…13
	(7) 地域ボランティア育成プラン	…14
5	地域を支える取り組み	…16
6	地域福祉計画の推進	…17
*	遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿	…18

※ 障がい者の表記について

→ 本計画では以下の場合を除き、従来の障害者は障がい者として表記します。

- 法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称、組織名
- 事業等の固有名詞
- 医学用語など専門用語として漢字が適当な場合



## 1 地域福祉計画の概要

### はじめに...

平成 12 年（2000 年）に社会福祉法が改正され、市町村が地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することが求められました。

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行され、全国の市町村で行政計画として「地域福祉計画」の策定が義務化されました。（第 107 条）

行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が従来から策定してきた「地域福祉活動計画」は、共に地域福祉の推進を目指すものであり、その策定を通して「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものです。（第 4 条）

### 地域福祉計画の策定

福祉施策の総合的な観点を示す地域福祉計画には大きく二つの役割があります。ひとつは、福祉部門の最上位計画として関連する各個別計画の方向性を示すこと。もう一つは、公的サービスのみでは解決できなかった生活における福祉ニーズの明確化と解決を目指すことです。

公的な法定福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、市民相互の助け合い・支え合いの力があります。地域福祉とは「誰もが住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取り組み。」「地域における助け合いの仕組み。」など、市民が主体性をもった「市民協働」「地域ぐるみの福祉」と言えます。

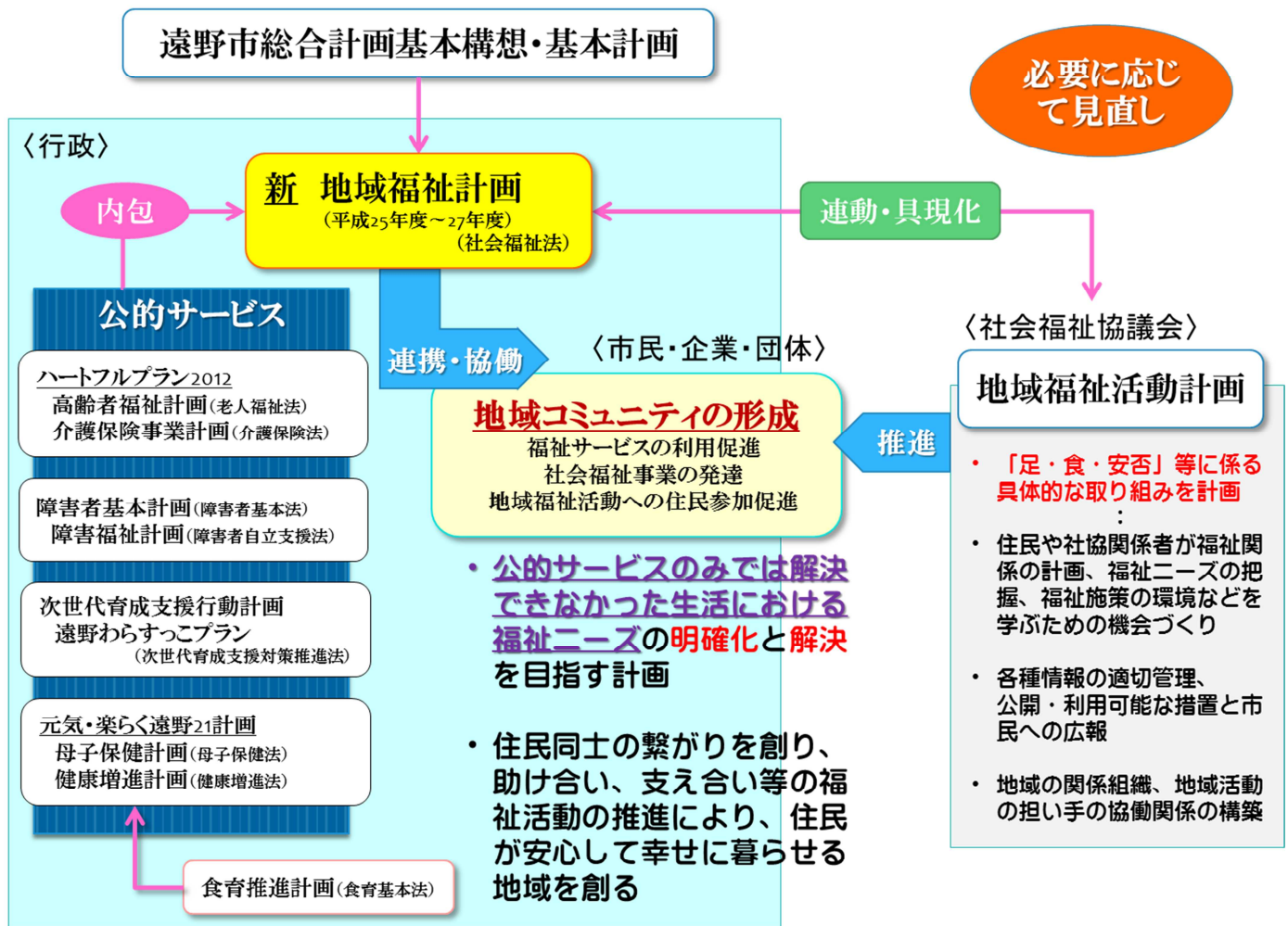
また、住民同士の繋がりを創り、助け合い、支え合い等の福祉活動の推進により、住民が安心して幸せに暮らせる地域を創ることを併せて行います。

当市では平成 20 年 2 月既に 5 カ年間の地域福祉計画（平成 20 年度から 24 年度まで）を策定しています。この更新に当たる本計画の期間は、遠野市総合計画との整合性や法定で示された見直し期間を考慮して、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間とします。

### 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は遠野市が策定するもので、公的なサービスと住民等による福祉活動の連結による総合的なサービスを内容とし、地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担う施策を展開していく上での柱、および推進の基本事項を定めるものです。

また、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が中心になり、住民等の活動・行動を計画した地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容とするもので、住民・地域・福祉に関する事業者・団体が協働して地域福祉を推進し、福祉サービスを経営するための民間の活動・行動計画です。



### 主な関連計画の概要

本計画は他の関連する高齢者・障がい者・児童・保健に係わる個別法定計画と整合性および連携を図り、これら既存計画を内包する計画としています。

従って、規定の個別計画の全部または一部に変更があった場合は、これをもって地域福祉計画の変更があったものと見なします。

\* ハートフルプラン 2012 (平成 24～26 年度)

- 第五次 高齢者福祉計画
- 第5期 介護保険事業計画

「老人保健法」の規定に基づく高齢者福祉計画、および「介護保険法」の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者施策全般に係わる計画  
 基本理念として、全ての高齢者が慣れ親しんだ地域で健やかに暮らしていくために、「自立と参加」「個人の尊厳と人間性の尊重」「協働の輪の広がり」「新しい福祉文化の創造」等が掲げられています。

\* 障害者基本計画（平成 20～26 年度）

第 3 期 障害福祉計画（平成 24～26 年度）

「障害者基本法」に基づく障害者基本計画、および「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画。ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加に向けた施策の充実を図る計画

基本理念として、障がいのあるなしに拘わらず、全ての市民が互いに尊重し、地域での役割を担い支え合い、共に住みやすい地域づくりの実現を目指しています。

\* 次世代育成支援行動計画（平成 17～26 年度）

遠野わらすっこプラン

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもたちが健やかに成長し、安心して産み育てられる環境を整えていく指針を示した計画

基本的理念として、『子どもを産み育てることに夢がもてるまちづくり』が掲げられています。

\* 元気・楽しく遠野 21 計画（平成 23～27 年度）

第 3 次 母子保健計画

第 2 次 健康増進計画

国の「すこやか親子 21」「健康日本 21」の理念を踏まえた、「母子保健法」に基づく母子保健計画、および「健康増進法」に基づく健康増進計画。

基本理念として、市民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組む行動指針と支援する環境の充実を図ること等が掲げられています。

\* 食育推進計画（平成 23～27 年度）

「食育基本法」に基づき、食を通じて健全な心と体・生きる力を育む教育計画

## 従前計画の評価と継続

平成 20 年策定済みの地域福祉計画には 5 カ年プログラムとして 4 つの主要目標がありました。これらは関連する各個別計画等に反映され再検討や拡充して継続されています。

- ① ワンストップの福祉サービス（総合相談窓口の充実）
- ② 地域福祉コミュニティの充実
  - 災害時要援護者支援事業・地域の見守り体制の構築
- ③ 地域福祉の総合的推進
- ④ 安心安全な福祉によるまちづくり

## 2 地域福祉計画の基本理念

### 地域福祉をとりまく課題

市民が求めるものは提供される公的なサービスに合わせた生活ではなく、一人ひとりの生活に合った、多種多様な“オーダーメイド”的福祉サービスと言えるものです。

しかしながら、福祉施策を取り巻く環境は少子高齢化・自然災害の強大化・福祉関係従事者の人材不足など様々な課題を抱えており、行政のみで対応することが難しい状況にあります。

特にも、今後、少子高齢化がますます進展する中で、保健・医療・福祉に携わる人材確保は緊急かつ重大な課題であり、幅広く専門職の確保・養成・資質向上が図れるよう支援し、地域福祉の担い手づくりを進める必要があります。

また、子ども・高齢者・障がい者を含む全ての地域住民を対象として、福祉全般にわたる地域生活支援、相談、権利擁護に応じられる総合的な支援コーディネーターの養成が求められる時代です。

### 施策の方向性

一昔前であれば家庭や地域が持っていた「何とか解決できた。」力を失ってしまった感のある現代において、本計画の基本理念は次のとおりの取り組みとします。

- (1) 地域を支える仕組みを構築する。
- (2) 法定サービスのみでは解決できない課題に配慮する。
  - ・ 住民に身近な課題解決に向けた具体策を提案する。
  - ・ 社会福祉協議会を中心とした、足・食・安否、ボランティア育成の取り組みを支援する。
- (3) 市民協働、コミュニティを再形成する。
  - ・ 人口減少・少子高齢化・核家族化を考慮した取り組み

また、本計画における施策の方向性（基本的な考え）は以下のとおりとします。

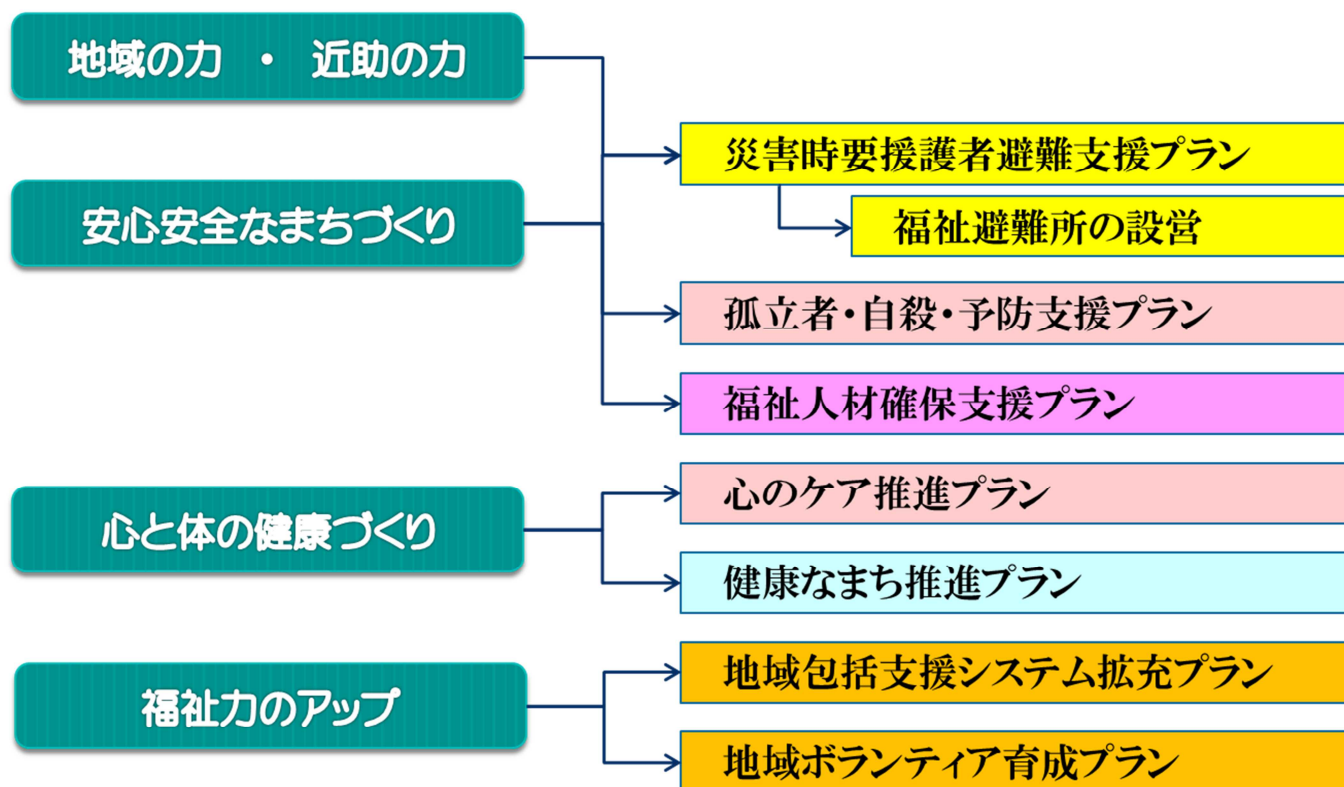
- ・ 地域力（近助の力）をアップする。
- ・ 地域で安心して暮らせる取り組み強化する。
- ・ 心身共に健康ですこやかな生活づくりを支援する。
- ・ 福祉を支える基盤をアップする。

### 期待される効果

官民一体、市民・企業・団体の協働による地域課題の解決とコミュニティ構築

### 3 重点的に取り組むべき事項

地域福祉懇談会における意見や民生児童委員による専門部会の検討結果、そして関係福祉施設等からの意見をもとに、本計画期間中に以下の事項について優先的に取り組みます。



● 東日本大震災津波の体験を踏まえた

→ 「災害時要援護者避難支援プラン」

→ 「福祉避難所の設営」

... 従来から取り組んできた「高齢者・障害者等の見守り体制整備事業」を、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波の避難や、後方支援活動等を通して得た体験を生かし見直し拡充したプラン

... 平成 24 年度までの Stage1 要援護者データ構築をもとに、Stage2 各地区支援体制づくり、そして Stage3 情報共有連絡体制づくりに取り組む。

... 一般の避難所では対応できない避難者のために、災害規模に応じて設置される福祉避難所の運営も関係部署・団体と連携して検討推進する。



←社会福祉協議会が配備する緊急安心箱



● 地域課題を踏まえた

→ 「心のケア推進プラン」

... 当市に限らず全国的な課題となっており、特に東日本大震災津波以後増加している生活上で悩み苦しんでいる困窮者等への「心の健康づくり」を働きかけ、これらの支援者であるゲートキーパーや傾聴ボランティア等の育成プラン

→ 「孤立者・自殺・予防支援プラン」

... 関係機関相互のネットワークによる生活困窮者や生活弱者への支援プラン

→ 「福祉人材確保支援プラン」

... 当市では福祉関係の施設を整備した後、従事する職員等の人材不足によって利用者を充分受け入れできない状況が続いていることから、これを解消し支援していくための取り組みをまとめたプラン

● 情報通信網を活用した

→ 「健康なまち推進プラン」

... 情報通信技術（Information & Communication Technology）および地元のCATV局遠野テレビ等を活用して保健・医療の分野で取り組んできた、ICT健康塾、Web電子手帳を連結して拡充展開する健康づくりプラン

... 健康寿命を延ばし、健康地域コミュニティの形成を促進することを目的に、「遠野市健康づくり総合プログラム」の一環として予防医療を取り入れた健康づくりや疾病予防の普及に取り組むプラン



● 住民の安心安全に貢献する

→ 「地域包括支援システム拡充プラン」

... 保健・医療・福祉のワンストップを目指して設置された「遠野健康福祉の里」を中心に、「子育て総合支援センター」等の関係部署と連携して取り組む、住民サービスの一環である身近な総合相談受付窓口の整備プラン

→ 「地域ボランティア育成プラン」

... 地域ボランティア活動の中心となるCSW（Community Social Worker）を育成し各ボランティア団体の機能強化、関係機関との連携強化を構築するプラン

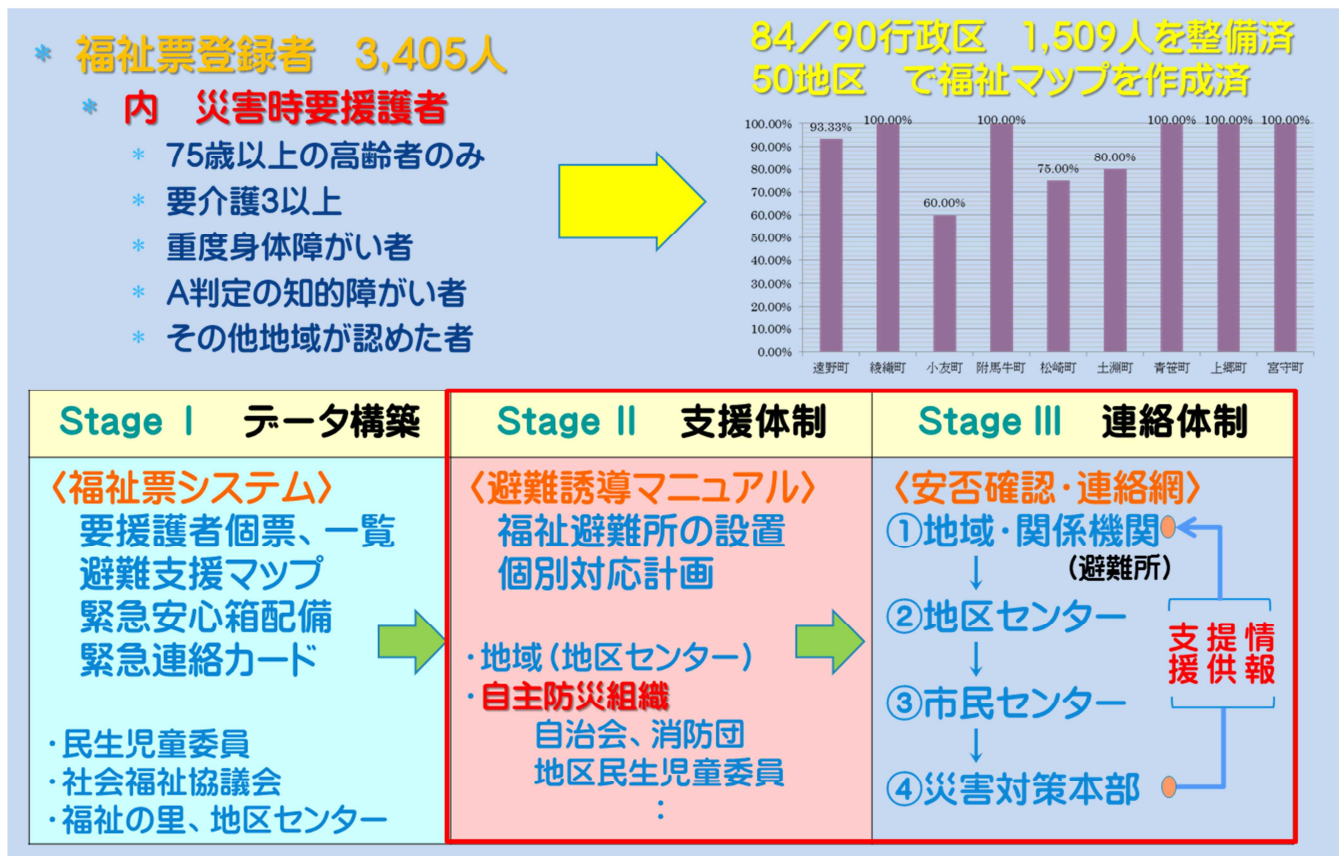
... 社会福祉協議会が運営する、地域ボランティア活動センター「ちょボラ」、地域活動支援センター「カムカム」の有効活用を支援する。

● 「足・食・安否」を踏まえた活動支援

※ 本計画に加え、社会福祉協議会を中心とした福祉有償運送等の拡充、遠野市総合交通システム研究会における検討結果、および食育推進計画等に基づき地域の足・食・安否の確保の活動を支援します。

4 各重点項目の詳細

(1) 災害時要援護者避難支援プラン



**STAGE I データ構築** (平成 24 年度までに大半が作成)

〈福祉票システム〉

民生児童委員が担当地区を把握し支援が必要な方のリストを、それまで紙ベースで管理していましたが、平成 21 年度から電子システムとして最新の各種帳票を出力可能としました。このデータを活用して以下の取り組みを行う関係者（民生児童委員・社会福祉協議会・地区センター・自治会等）に提供します。

- 要援護者個票、一覧の作成
- 避難支援マップの作成
- 緊急安心箱の配備
- 緊急連絡カードの配備

**STAGE II 支援体制の構築**

〈避難誘導マニュアル〉 〈自主防災組織〉

福祉票システムのデータを活用して、各地域において実働可能な支援体制を構築する段階を補助するマニュアルの整備を消防防災部局・市民協働部局と連携して推

進めます。

併せて、「遠野市地域防災計画」に基づいた福祉避難所の指定、協定書の締結、設置に向けた支援を行います。

各地区支援体制の構築は作成したマニュアルをもとに、自主防災組織を形成し、自治会・消防団・民生児童委員を交えて、地域の特性に適し工夫した計画に基づく組織となります。

また、地域の構成世代によっては他地区からの応援態勢等も考慮していかなければなりません。

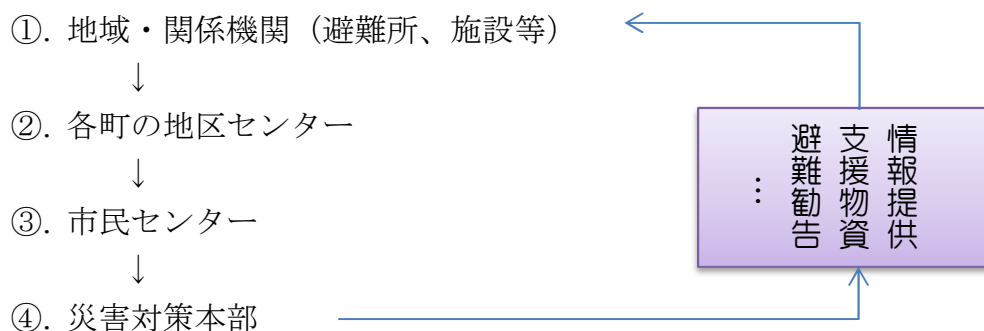
※ 後方支援活動の体験を生かして…学んだこと (民生児童委員専門部会)

- ① まず自分の身の安全を確保すること
- ② 要援護者に限らず、あらゆる人を分け隔てなく助けること
- ③ 近所への声かけを複数回行うこと
- ④ 要援護者の移動のため(車いすなど) 介助等の避難支援に携わる備品等の整備が必要であること
- ⑤ ライフラインの停止に伴い近隣からの物資の調達を考慮すること
- ⑥ 避難所の運営(物資ニーズの把握等)に携わる必要があること
- ⑦ 消防団や(自衛隊)に救援要請するルートを確認すること
- ⑧ 福祉避難所的運営に携わる取り決めを整備すること
- ⑨ 傾聴や心のケアに携わる人材の確保に努めること
- ⑩ 避難所閉鎖に伴う相談対応が必要であること

STAGE III 連絡体制の構築

〈安否確認・連絡網〉

災害時においては、構築された要援護者のリストと支援体制を生かした安否の確認を行います。情報の錯綜を避けるため連絡体制は以下に一本化し、また停電等により電話やCATV網が使えないときなどを想定し、災害対策本部から提供される避難勧告等の指令や情報・支援策を避難所等に速やかに伝達する手法、各地域が情報の共有を行う方法なども検討を進めます。



## (2) 心のケア推進プラン

### ゲートキーパーの養成

近年、日本中で年間3万人近くの方が自殺により亡くなっています。遠野市でも、年間10人前後の方が自殺で大切な命をなくしています。自殺の背景は、さまざまであり、複雑にからみあっていますが、自殺をする方の多くは死の前に「SOS」を出しています。

この状況から当市では「生きることを支援する」各地区ゲートキーパーの養成に取り組みます。ゲートキーパーは命の門番と呼ばれ、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のことです。

#### 「ゲートキーパー」養成講座

この講座では、自殺の直前の特徴的なサインに気づき必要な支援に繋ぐための知識や技術を学びます。

- 気づき： 変化に気づいて声をかける
- 傾聴： 本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
- つなぎ： 早めに専門家に相談することを勧める
- 見守り： 暖かく寄り添いじっくり見守る

## (3) 孤立者・自殺・予防支援プラン

### ライフライン事業者等との連携

自殺を考えている人の主な心理としては以下が上げられます。

- 1 絶望感
- 2 柔軟性が持てない。(自殺以外の解決策が思いつかない。)
- 3 両価生(生きたい、死ぬしかないのどちらか)

また、このような市民を自殺に向かわせる主たる“危険因子”としては、次が考えられます。

- 1 飲酒で紛らわす(アルコール依存)
- 2 薬の乱用

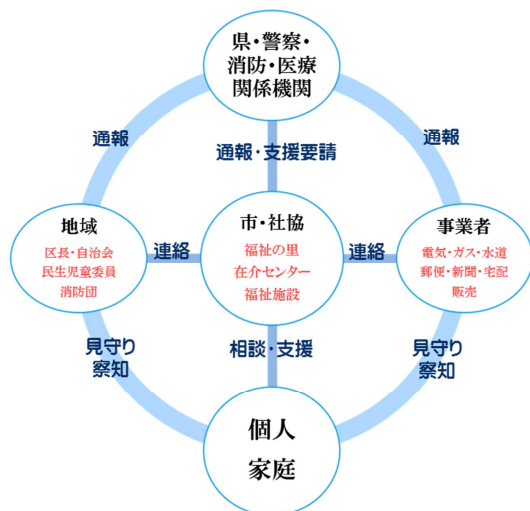
これを防ぎ自殺を考えている方を思いとどませるための“防御因子”としては、次のような支援策があります。

- 1 心身の健康を保つこと ⇒ (健康なまち推進プランで支援)
- 2 安定した社会生活 ★
- 3 支援者の存在 ⇒ (心のケア推進プランにより養成)

防御因子2にある安定した社会生活を送らせるためには、生活困窮者や生活に悩んでいる人のSOSを見逃さないことが求められますが、関係職員だけでは限界があります。

普段から家庭に継続的に関わりのあるガス・電気・水道などのライフライン事業者と

の連絡・連携体制を構築し多くの眼で見守ることが必要です。



さらに新聞配達や宅配業者、或いは配食関係の会社など、多くの生活関連事業者との連絡連携を図り見守り体制を拡大していくことにより効果を発します。

併せて、関連福祉団体と協力機関の相互の情報共有、認知症 SOS ネットワークとの横連携強化等の仕組みを協定書など交わして構築する必要があります。

#### (4) 福祉人材確保支援プラン

##### 福祉関係職場の魅力を PR

##### 人材育成・就労訓練・資格取得支援

市民が地域ですこやかな生活を送るために、生活を支援する福祉資源の原点は人材ですが、重労働・低賃金というマイナスイメージがあり人材の確保に困難を極め、医療や介護を直接担う人材が、その他の分野へ流出してしまう状況があります。

これを防止し人材を確保するために、遠野という地域の“魅力”をアップさせる取り組みと共に、福祉関係の職場が魅力ある仕事として評価されるよう福祉の仕事の重要性や現場の状況について利用者（市民）側の理解も大切です。

従って、医療・福祉・介護の現場を理解し、イメージアップを図る集中的かつ戦略的な広報活動を展開していきます。

また、看護師や保健師などの未就労有資格者の掘り起こしや、結婚・出産・育児などによる離職者と現場 OB の再就職支援等に取り組むため、人材育成・就労訓練・資格取得などの支援を促進します。

これと合わせて、地域福祉活動の中心にありながら後継者不足に悩む民生児童委員の活動環境の整備に尽力します。

### \* 福祉の仕事って興味はあるけど…

- \* **どんな仕事？**
- \* **私にもできるかな？**
- \* **自分に向いているかな**



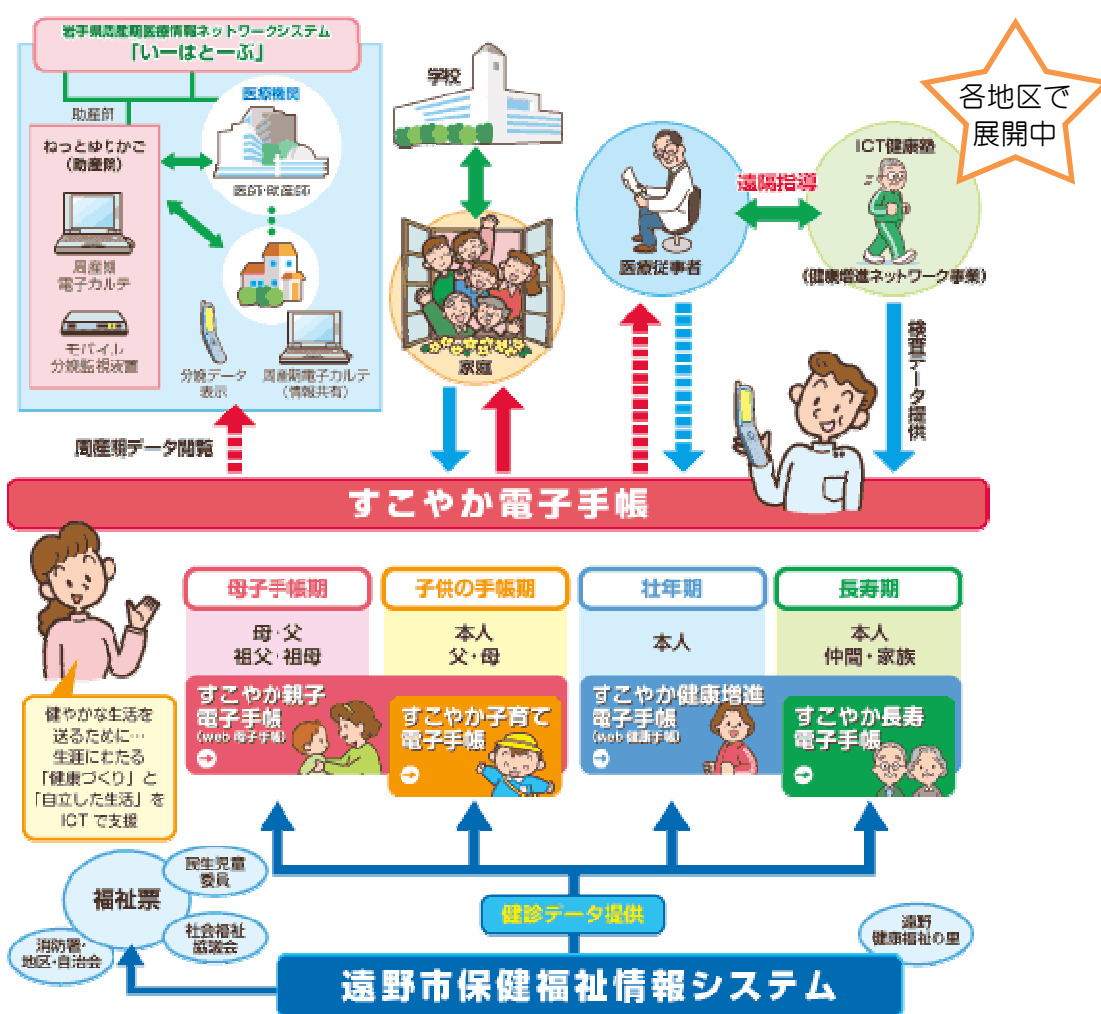
(5) 健康なまち推進プラン

「ねっと・ゆりかご」をはじめとして当市は ICT（情報通信技術）を活用した健康づくりに力を注いできました。

ICT 健康塾

歩数や血圧、体重などを日々のバイタル情報をシステムに登録蓄積し、血液検査等の結果に基づくテレビ電話による専門医や看護師等（コメディカル）による相談指導を実施。仲間づくり、栄養教室、介護予防等…に繋げる。

また、これを補い Web を活用した住民個々の健康情報管理の取り組みとして、「Web 母子手帳」「Web 健康手帳」を提供しています。



ICT 健康塾 〈平成 23 年度実績〉

- 参加料 500 円/月
- 活動拠点 17 会場
- 利用者数 366 人
- 開催回数 延べ 805 回



〈平成 24 年度実績：12 月末〉

- 500 円/月
- 18 会場
- 421 人
- 681 回

当市ではこれを次の方針で押し進め拡充していきます。

## I. ねらい

### 1 健康寿命を延ばす

- ①. 丈夫な体で元気に在宅で暮らすための自発的な「健康」生活の意識付け
- ②. 日々の健康管理や健診等、生活習慣病予防の地域普及
- ③. 病気にかかりにくい丈夫な体づくり（基礎体力）の醸成

### 2 健康地域コミュニティ形成

- ①. 高齢者の健康不安と閉塞感の解消・孤立化防止
- ②. 超高齢社会での医療費負担の軽減（地域医療を守ることにつながる）
- ③. 他の疾病予防活動との連動による健康づくりプログラムのネットワーク化

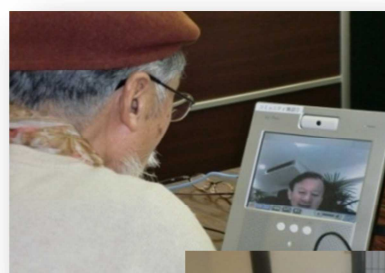
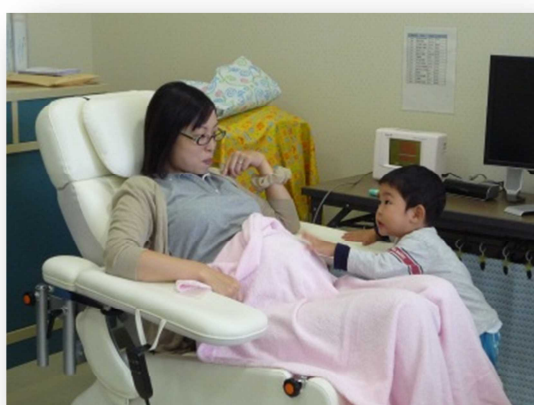
## II. 活動推進体制・位置付け

### 1 遠野市健康づくり総合プログラムの推進

- ①. 地域 I C T健康増進ネットワークプログラムを新設
- ②. 保健事業、健康スポーツ、生涯学習等と連動した健康づくりのネットワーク化の推進

### 2 健康情報の電子化と集積・利活用とネットワーク

- ①. コミュニティと運動等、生活習慣と調和させた「顔の見える」健康保持増進の形を人・通信を使ってネットワーク化し、新たな健康づくり支援と人材育成を図る。
- ②. 通信ネットワークにより、地域にない健康支援サービスの導入（遠隔コミュニケーション）で予防医療を取り入れた健康づくりや疾病予防の普及。



(6) 地域包括支援システム拡充プラン

遠野健康福祉の里と子育て総合支援センター等の福祉関係で受け付ける相談等は、主なもので以下のとおりです。  
(延べ件数:平成24年12月末現在)

区分 / 内容		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
高齢者	介護&介護保険	5,447	3,996	2,595	2,335	1,783
	施設入所	334	284	200	159	166
	その他	1,560	1,197	1,054	715	208
障がい者	相談支援(委託分)	653	947	989	809	645
	申請相談(直営)	1,545	1,931	1,989	2,053	1,791
医療・保健・健康づくり		772	744	397	309	354
ねっと・ゆりかご(健診含)		655	707	877	749	986
福祉用具・住宅改修		512	477	211	199	159
人権擁護		100	100	154	56	46
生活保護		1,093	1,071	1,167	1,331	1,138
婦人 (DV含む)		156	246	239	237	168
児童家庭 (養護虐待含む)		—	708	807	1,119	1,065

保健、医療、福祉、介護、環境、安全を支える窓口の相談・連携体制

これら多くの相談を関係部署と連携して円滑に処理することは、対応する職員の負担軽減だけではなく、住民にとって理想的な窓口体制となるものです。

当市では保健・医療・福祉のワンストップ体制を目指して窓口に必要な専門部署と専門職等を配置してきました。

- 保健・医療 (保健師、看護師、診療所)
- 高齢者 (地域包括支援センター)
- 介護保険 (地域包括支援センター、主任ケアマネージャー)
- 障がい者 (専門相談員、保健師の配置)
- 障がい児 (子育て総合支援センター)
- 生活保護 (ケースワーカー)
- 婦人家庭 (専門相談員)
- 妊婦 (ねっと・ゆりかご助産師)
- 育児 (保健師)

総合相談受付窓口としての機能を補完するため、各地区の在宅介護支援センターの機能強化を図るほか、市民の中に傾聴ボランティア、ボランティアの指導者としてCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の育成を進めます。

また、地区センターに配置される地域活動専門員をフル活用すること、産業振興部に



配属の雇用創出推進員や就労支援員との連携、そして民生児童委員、保健推進員等との連携強化に取り組みます。

### 遠野型地域包括支援システムの充実

#### 基幹型の相談支援センター（障害者虐待防止センター）を設置

これまで遠野健康福祉の里は“遠野型”の地域包括支援センターとして、高齢者のみならず障害者や健康に関する課題などの窓口対応を行ってきました。

この考えを推し進め機能強化を目指して、より身近な萬相談窓口である基幹型相談支援センター（併せて障害者虐待防止センターも兼ねる）の設置に取り組みます。

#### ※ 基幹型の相談支援センター（障害者虐待防止センター）

- 総合的・専門的な相談支援を行う
- 地域包括支援センター、地域の相談機関との相互連携
  - 相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員と連携
  - 高齢者、保健・医療・教育・就労…等に関する相談機関  
... 権利擁護・虐待の防止
- 休日や夜間においても速やかな対応体制を確保
- 人員体制
  - 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師…等

また、各種協議会等の見直しと拡充も併せて実施していきます。

- 福祉の里運営審議会の見直し
- 障害者自立支援協議会の見直し
- 社会福祉協議会等との人事交流
- 市・社協連携会議の開催
- 福祉施設長等懇談会の開催
- 地域ケア連絡会議の開催
- 地域包括支援センターの運営体制
- 子育て総合支援センターの機能強化

## (7) 地域ボランティア育成プラン

### ボランティア団体構成員の高齢化・解散危機に対応する

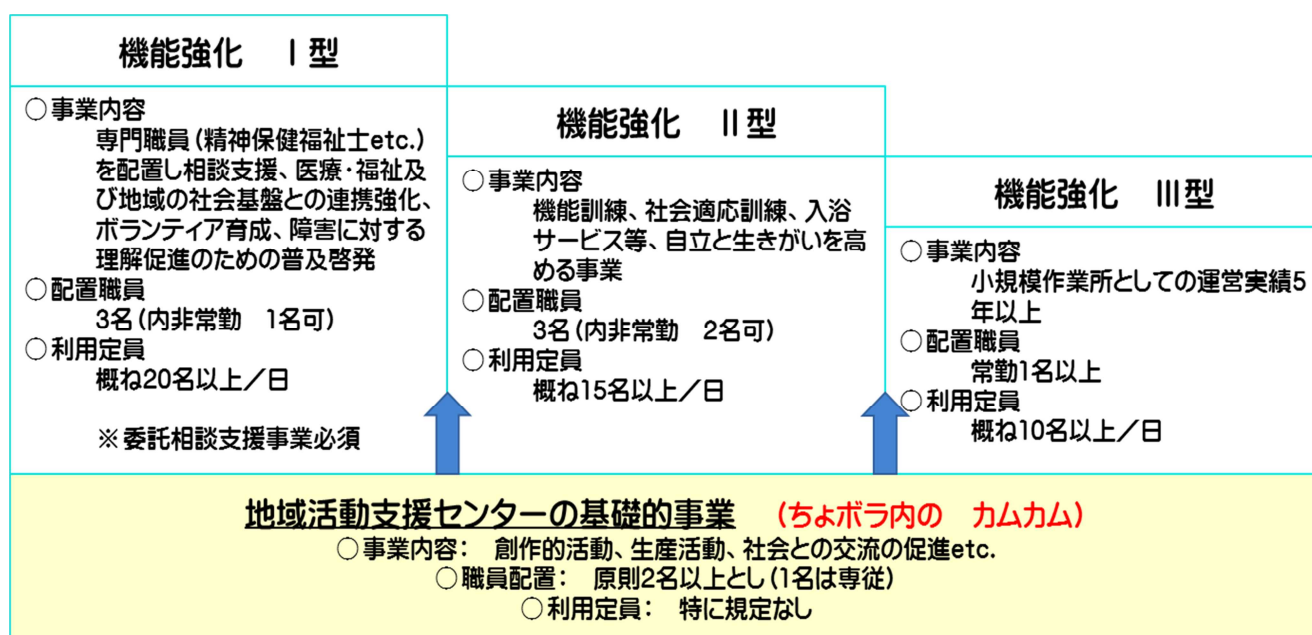
福祉関係機関の職員だけでは手の届かない部分を助成し大きな力となる当市の地域ボランティアは51団体、登録者数1,600人に上りますが、中には会員の高齢化により活動を休止しているものや解散の危機にある団体があります。

※ 福祉団体構成員の高齢化・解散危機に対しては、以下の取り組みを行います。

- 地域ボランティア団体組織の再編と育成強化を支援する
- トータル・コーディネートが可能な仕組みづくり
- 認知症サポーターの育成強化
- 傾聴ボランティアの育成強化
- ボランティア活動センター「ちょボラ」の活動支援
  - 相談機能強化、関係機関等連携の強化
  - 地域コミュニティ施設としての位置づけ
  - 福祉情報発信の中核基地としての役割
  - サポートセンター絆との連携

※ 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）と連動しボランティア活動等の推進を支援します。

- ボランティア団体の育成支援
- 災害ボランティア活動の推進
- ボランティア体験塾
- 除雪ボランティア（スノーバスターズ）育成
- 主要福祉団体への活動費助成
- 地域リーダーである CSW（Community Social Worker）の育成
- 福祉に関する教育・PR の充実
- 地域活動支援センター「カムカム」（障がい者等支援）
  - 事業者間の連携による機能強化
  - 障がい者と地域の交流の場としての機能強化



## 5 地域を支える取り組み

各重点項目の取り組みと合わせて、地域における「福祉の心」を育むために以下の事業等についても拡充のため支援していきます。

- 地域福祉大会
  - 地域福祉懇談会
  - ボランティア交流会
  - ふれあい交流会
  - 市民健康講座
  - 保健福祉医療ネットワーク懇談会
  - 民生児童委員の専門部会開催、および地域福祉活動
  - ユニバーサルデザインのまちづくり
- 障がい者用トイレの調査結果を災害福祉マップに反映…等



平成 24 年度市民健康講座



平成 24 年度ふれあい交流会

また、地域福祉活動計画（社会福祉協議会）と連動し「足・食・安否」への取り組みに対しても強力な支援を行います。

- 社会福祉協議会が中心となった地域福祉活動の充実
- 情報提供機能の充実
- 外出・移動支援など、福祉有償運送の充実
- 配食サービスなど、ボランティア体制の充実
- 関係機関・団体等の支援充実
- 福祉ニーズの把握
- 実施する福祉サービスの質を向上



ちょボラの Xmas 会

## 6 地域福祉計画の推進

### 計画を進化させ弾力的に運用

3年間の計画期間中に周辺環境等の変化に柔軟に対応するため、本計画の基本理念に基づく評価+見直し+改善+追加等を随時実施します。

### 地域と住民が主体

個別事情等優先度の異なる地域特性に対応する柔軟な支援策を打ち出し、地区の独自性を生かし、住民自ら工夫を凝らした課題解決の仕組みを構築します。

### 遠野市地域福祉計画は…

市民が生活の質を高めると共に、自立した生活を送るため互いに理解し、協力することができるよう、保健・福祉・医療等の地域福祉に共通する基本的な理念や目標を示したものです。

各種施策を効率的かつ効果的に推進するため、保健・福祉・医療を有機的に連携させるよう努めます。

今後、健康福祉分野の計画策定や見直しに当たっては、本計画の基本理念や基本目標に基づき行い、市民に実のある施策を実施していきます。

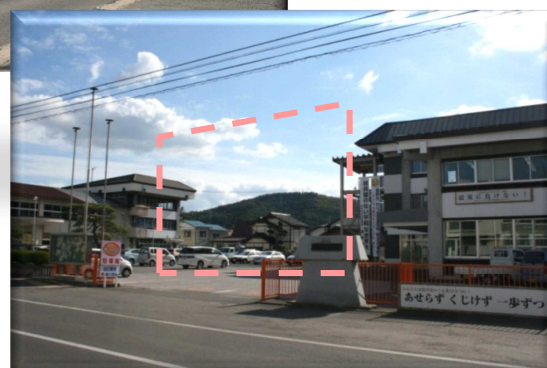
### おわりに…

未曾有の災害をもたらした2011年3月11日に発生した東日本大震災津波の体験を教訓にし、新たな遠野型の地域ぐるみの取り組みを進めていきます。

崩壊した本庁舎



H24.7 完成  
総合防災センター



子育て総合支援センター  
として復活した本庁舎

## 遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿

(任期：H24.7.1 ～ H26.6.30)

選出区分	No	推薦機関団体等	氏名	備考
保健、医療、福祉活動等に関する団体および機関	1	遠野市学校保健会	小原 隆蔵	
	2	遠野市保健推進委員協議会	宮守 典子	
	3	遠野市食生活改善推進員団体連絡協議会	菅原 洋子	
	4	遠野市医師会	千葉 純子	
	5	遠野歯科医師会	田中 昭彦	
	6	遠野薬剤師会	松田 利子	
	7	岩手県立遠野病院	小松 一幸	
	8	遠野市民生児童委員協議会	菊池 一晃	
	9	遠野市社会福祉協議会	臼井 悦男	
	10	遠野市身体障害者福祉協会	佐藤 吉美	
	11	遠野市手をつなぐ育成会	菊池 昭夫	
	12	遠野市精神障がい者家族会	多田 進	
	13	介護保険施設代表	遠藤 利則	
	14	障がい者施設代表	新里 佳子	職務代理
	15	釜石広域介護支援専門員連絡協議会	唯是 光裕	
教育、産業、地域活動等に関する団体および機関	16	遠野商工会	齊藤 茂	
	17	遠野市老人クラブ連合会	浅沼 達雄	会長
	18	遠野市地域婦人団体協議会	海老 糸子	
	19	遠野市青年団体協議会	菊池 浩彦	
	20	遠野市体育協会	石直 典高	
	21	遠野市区長連絡協議会	内舘 充幸	
関係行政機関の職員	22	県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	上神田 富久	

〒028-0541

岩手県遠野市松崎町白岩薬研淵4-1  
遠野健康福祉の里（遠野市健康福祉部）  
福祉課・長寿課・保健医療課

電話 0198-62-5111

FAX 0198-62-1599

〒028-0592

岩手県遠野市東館町8-12  
遠野市子育て総合支援センター  
子育て総合支援課

電話 0198-62-2111

FAX 0198-62-9422